

令和3年第1回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その6）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1 号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	3
参考資料	
新旧対照表……………	5

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第1号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員の出席の特例等について規定するために本議案を提出するものである。

堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和 35 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（出席の特例）

第 13 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により委員会に参加した委員は、次条、第 15 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の出席委員とする。

第 18 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 13 条の 2 第 1 項の規定により委員会に参加する委員がいる委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

參考資料

新旧对照表

＜議員提出議案第1号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例＞

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(新設)</p> <p>第14条から第17条まで (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 <u>委員長は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある</u>と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする<u>ことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p>2 <u>委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により委員会に参加した委員は、次条、第15条第1項及び第26条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>第14条から第17条まで (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第13条の2第1項の規定により委員会に参加する委員がいる委員会は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 (略)</p>

令和3年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

令和3年2月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0099